

平成 31 年度静岡市債権管理委員会事業計画

- 1 会議の開催 定例 3回（5～6月、9～10月、2～3月）
臨時 随時

2 事業内容

(1) 債権管理の総括に関すること

審議・報告時期	項目	対象
第 1 回	平成31年度取組方針の報告	主要債権
	平成30年度滞納整理強化期間実施結果の報告	平成29年度決算で収入未済額の合計が100万円以上の債権
第 2 回	平成30年度収入未済額等の把握	平成30年度決算で収入未済が生じている全ての債権
	平成31年度滞納整理強化期間実施計画の報告	平成30年度決算で収入未済額の合計が100万円以上の債権
	平成31年度ヒアリング実施結果の報告	平成30年度決算で収入未済が生じている債権のうち必要と認められるもの
第 3 回	平成32年度静岡市債権管理委員会事業計画の策定	
	債権の放棄に関する審議について	非強制徴収債権の内、債権管理条例第7条の要件に該当するもの

上記のほか、主要債権については収入状況の月次報告を求め必要に応じて静岡市債権管理委員会において報告を実施する。また、各債権において実施している債権回収に関する施策の実績、効果の把握についても必要に応じ報告する。

※主要債権：市税、介護保険料、国民健康保険料（税）、保育料（市立こども園の使用料含む）、市営住宅使用料、市立清水病院診療収入、水道料金、下水道使用料

(2) 債権の管理に関する研修の実施

No.	開催日	研修内容	講師	対象者
1	4/18	①徴収事務・滞納整理事務の基礎—徴収職員の心構え ②債権管理とは	滞納対策課職員	税務部及び強制徴収公債権の転入者及び新職員
2	4/19	非強制徴収公債権及び私債権の管理・回収のポイント① (債権管理の基礎と民法改正)	弁護士	非強制徴収公債権及び私債権の係長及び担当者
3	4月下旬	債権管理事務の心得と手法—主に電話催告について	滞納対策課職員	市全体の債権所管課の転入者及び新職員
4	5月中旬	給与又は年金の調査及び差押え	滞納対策課職員	税務部及び強制徴収公債権の全職員
5	6月中旬	組織的滞納整理における管理監督者の役割	滞納対策課職員	税務部及び強制徴収公債権の管理監督者
6	6月上旬	自営業者に対する滞納整理と多様な財産差押	滞納対策課職員	税務部及び強制徴収公債権の全職員
7	7月	適正な債権管理事務とは	エスナビ (e-ラーニング)	新職員及び債権管理事務従事職員 (予定)
8	8/1	非強制徴収公債権及び私債権の管理・回収のポイント②	弁護士	非強制徴収公債権及び私債権の係長及び担当者
9	8月下旬	滞納整理セミナー (基礎コース) ~実務経験後の復習~	東京税務協会 外部講師	市全体の債権所管課の転入者及び新職員
10	8月下旬	搜索について	滞納対策課職員	税務部及び強制徴収公債権の全職員

拡大

※研修内容及び開催日については、今後調整により変更される場合があります。